

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (212) 4007・1447

編集
責任者 中嶋 博

印刷所 関東図書株式会社
定価200円 (年間購読料参千円)

1985年2月25日発行

第17巻 第2号
(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 17 No. 2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

米国における北欧への関心と研究の高まり

Toward a Nordic Studies in the U. S.

常務理事・早稲田大学教授 中嶋 博
Managing Director, Prof. Hiroshi Nakajima

コペンハーゲンからSASでニューヨークに向
ったのは去る11月の感謝祭の日。比較・国際教育
学会(CIES)北東部支部の招きにより、ニュ
ーヨーク市大での日米教育シンポにパネリストと
して参加するためであった。

治安の悪さについては、かねてより情報を得て
いたが、日本人とみればタクシーでもダブル・チ
ャージを要求し、消費税8%を知っているとみ
れば、しぶしぶお釣りを差し出すという不正直さ
が目立った。とくに会議が始まってニューヨーク
の他からやってきた婦人から登録費を靴の中に入
れてもってきたと聞かされては、驚くのほかはな
かった。

雑誌「ニューズウィーク」ミタイムは大統領
選挙でのレーガン圧勝の秘密は何であったかを分
析し、新聞「ニューヨーク・タイムズ」はスキー
道具の値上りを大々的に報じていた。しかし、貧
富の差の甚しい不平等な社会であることをいなめ
ないし、多くの社会問題を蔵していることを実感
したことであった。

もちろんアメリカは広大な多民族国家であり、
地域によってさまざまである。現に昨年3月から
4月にかけて、西部、南部を訪れた時は、各都市
は塵も落ちておらず、国民のモラルの向上をみせ
つけられたことであった(月報昭59、4月号参照)。
また東部とくにニューヨークなどは、黒人ではな
い一部の有色移民に乗っ取られたと嘆く人もある。

会議では、日本の教育改革動向を米国との対比
においてとらえ、その関連において、北欧とくに

スウェーデンのそれに言及したことであったが、
参会者の関心は極めて高かった。

書店のコーナーにも北欧紹介のものが目立ち、
ニューヨーク市大にも北欧研究センターがおかれ
てきたように、近時、全米で北欧への関心と研究
が高まってきたのは、福祉社会、学習社会への憧
憬と高齢化社会への対処が求められてきた証拠の
ように考えられた。

つとにスウェーデンをはじめとする北欧に注目
し、その研究の意義を力説し、調査団をも派遣し
たのは故ケネディ大統領であり、その先見の明に
は敬服のほかはないが、ワシントンのアーリント
ン墓地詣では、現地の人の忠告でその願いを果た
すことが出来ず、心残りのままフィン・エアーの
客となり、ヘルシンキに向ったことであった。

機中でつくづくアメリカ社会の病巣とその克服
への道について考えたことであったが、我が国に
おける北欧研究の意義の重要性が改めて痛感させ
られた。

目次

米国における北欧への関心と研究の 高まり.....	中嶋 博... 1
医療と患者の権利—ウルフ・フレベ リイ氏の講演「スウェーデンの医 療と法律について」から.....	潮見憲三郎... 2
第四回スウェーデン Parklek 会議 に参加して(1).....	福本 歌子... 4
(研究会報告) 教育・婦人問題研究会 (三瓶恵子)	5
SIPニュース (つくばスウェーデン館)	5

医療と患者の権利

—ウルフ・フレベリイ氏の講演「スウェーデンの医療と法律について」から—

Patient's Rights=Doctor's Duties

—From “Medical Care and Laws in Sweden”, A Lecture by Mr. Ulf H. Fröberg,
President, Institutet för Medicinsk Rätt, AB.

At the Japan-Sweden Foundation/JISS, 12 December 1984, Tokyo—

理事 潮見 憲三郎

Mr. Kenzaburo Shiomi, Director

上記フレベリイ氏と Norrbotten County Council 教育部長ハンス・エベリイ氏の来日を機に、東大斎藤正男、池田研二両先生のご高配により、日瑞基金/スウェーデン社会研究所でミーティングがおこなわれた。わが国でも、昨秋、初めて「患者の権利宣言」案がまとめられた時期でもあり（朝日新聞10月16日社説）、西村所長、大使館の Robach 報道官を含む約30名が出席。上記講演のあと請われてエベリイ氏による追加講演「スウェーデンの医療従事者教育（参会の Hornmark 夫人により通訳）」あり。熱心な質疑応答も含めて有意義で印象深い3時間余であった。

以下、フレベリイ氏の講演から要点のみをまとめてお伝えしよう。なお、蛇足かもしれないが二・三の注釈を加えた。両氏の講演の詳細は、後日、日瑞基金の資料に掲載予定の由。

* * *

1 保健福祉庁「規律委員会」による統制

保健福祉庁 National Board of Health and Welfare (NBHW)^(注1)のなかに1980年7月施行の法律^(注2)により「規律委員会」Disciplinary Board (DB) が設けられた。NBHWはスウェーデンの公的医療システムを監督統制する機関だが（スウェーデンでは医療システムの90%が公的）、同時に、ここが公私を問わず医師看護婦などすべての医療従事者に対する資格免許を掌る。このNBHWのなかのDBに対して、患者や家族あるいはNBHW以外の公共当局は、ある医療行為が誤っていたり不当であったりしたのではないかとの訴えを提起することができる。DBは調査をおこない、医師等の過失失当の有無について判断を下し、クロの場合その医師等に「警告」を発する。あるいは免許の取消し相当と判断すればそれにもとづいてNBHWが免許取消しという行政処分をおこなう。のち、事情改善による復権の途もある。

2 「事故」の報告制度

^(注3)
1983年1月施行の法律によって、病院など施設のなかでの「事故」について、そのすべてが、必

ずNBHWに報告されなければならないことになっている。無論、それら事故のすべてが医師などの過失によるわけではない。が、報告を受けてその原因が疑わしい場合には、NBHWによる調査がおこなわれることになる。

3 DBによる審判と賠償責任の問題

医療過誤ではないかという申し立ては、以前はNBHWに対して年に500~600件ぐらいだったが、DB設立後は（1984年現在）年に1200件の割合に増えた。そのうち「警告」に結びつく比率は15~20%。免許取消しの件数は10年前は年間1~2件ぐらいだったが、昨今はもう少し増えている。

このように統制、制裁が厳しいと、それに関連して、医師や病院は巨額の賠償金を支払わなければならないのでは、と思われるかもしれないが、アメリカなどの場合と違い、スウェーデンでは払うとしても概してその金額レベルは低い。例えば5000ドル程度といったところだろうか。それに、医師・病院（公立はすべて、私立も多く）は特別の保険に加入している。掛金もアメリカなどに比べれば遙かに低額である。

4 患者の権利=医療従事者の義務

1980年7月施行の「保健医療従事者の監督に関する法律」第5条は、医師・看護婦など医療行為^(注4)に従事者が守るべき義務を次のように定めている。

①情報を提供する義務

病状や治療の方針、方法などについて患者に知らせ、説明する義務を負う。

②同意を得る義務

検査や治療の方針、方法などについて患者のなつくと同意を得る義務。本人が意識不明等の場合^(注5)には家族の同意を得なければならない。

③プロフェSSIONナルとしての義務

専門知識、経験、技術を活かし最高最善の治療をする義務

④万全の注意をもって治療をする義務

万が一のミスもないよう、細心の注意を。

⑤患者を尊敬する義務

対等の人格として尊敬、尊重すること。患者を見くだしてはならない。

以上、どの項目も、法に定める義務であって、それへの違反は「違法」である。例えば、ガンなどでいろいろ配慮はあっても、病名が知りたい、カルテが見たいというのが本人の意思であればそれに応ずるのも医師の責任の一部である。カルテのコピーがほしいという要求にも、患者の権利としてそれが尊重される傾向にある。なお、当然のことながら情報を提供する対象は本人・家族に限られ、第三者に対しては秘密を守らなければならず（第6条）、関連公文書の開示にも厳しい制限がある（1980年守秘義務法）。

上記の医師等の義務制定と同時1980年7月施行の別の法律^(注6)によって各カウンティカウンシル^(注7)に特別の機関 Förtroendenämnd「信頼委員会」が設けられた。その役割は患者の権利を保証するための相談に応じることであり、構成員には政治家（カウンティ議員）を含む。患者や家族は、医師等が上記義務を守っていないと思えばここに訴えることができる。

この法律は1980～85年の時限法として立法されたが、1985年に見直し、その時点で廃止されなければ以後ずっと存続することになっている。

5 病状と治療記録に関する法律案

すべての医師に、受持ち患者の病状・治療記録を作成、保管するよう義務づけ、患者や監督官庁の要求に応じていつでも見せることができるようにする（一定の書式で、分かりやすく、スウェーデン語で作成のこと）という法案が検討されている。或は今年議会に提案されるかもしれない。

* * *

注1) スウェーデンでは政府(内閣)と行政(執行)機関が分離されている。わが国の厚生省に相当する保健福祉省(大臣以下95名)の主な任務は政策の立案、法案・予算案の企画、議会への提出にある。成立した法律と予算の執行責任を負うのは中央および地方のボードである。NBHWはその中央ボードである(「庁」と訳されることが多い)。スタッフは890名。

その監督統制にかかわる審判機能を受けもつ独立機関がDBである。委員長(法曹人)のほか8名の審判委員から成る。うち2名は労組、4名は一般市民代表。

注2) 「保健医療従事者の監督に関する法律」(SFS 1980: 11)

注3) 「保健医療サービス法」(SFS 1982: 763)

注4) おいそれとは割り切りにくい、法律で決めるのはどうかと思われるような微妙で重要な問題こそ、皆できちんと取り決め(立法)を、というのがスウェーデン流の発想である。決して力関係の成り行きや根拠薄弱な行政「裁量」や「指導」にまかせることはしない。この国の民主主義では、明確に国民(議会)が行政を指導するのであってその逆ではない。無論、立法には全国民参加といえるほど力とチエを集め年月をかけて論をつくす。一旦決めた法律も柔軟に見直し、労をいとわず改正もする。その背景として、議員選挙の投票率はいつも90%に及び、その票数の分布がきちんと議席分布に反映される仕組みがある。

注5) 同意に関して参会者から質問が出た「わが国では手術に『同意書』が必要だが、スウェーデンではそういう必要はなく、医師は比較的自由に手術ができると聞いたが本当か」と。答はそういう「文書」はないということだった。(ただし新薬試用の場合には同意書が必要)。ここで留意すべき点が2つある。1つ、文書はなくても同意は必要で、しかもそれは厳しい法的義務と制裁の枠組みのなかに位置づけられていること。2つ、もし同意書のなかにわが国でのように「…手術の結果がどうであれ決して異議は申し立てません…」という意味の一項が含まれていたら、それがスウェーデンでだったら間違いなくオンブズマンの介入を招くだろうということである。国会オンブズマン(JO)は官公吏・裁判官ばかりでなく「公立」の学校・病院…すべてに目を光らせている。本来は対等であるべきなのにたまたま権限・権力をあずかる「強い立場」に立った側が「一方的な」押しつけをすることを許さない。特に、こと「人権」に関する場合、JOは改善勧告、戒告に止まらずしばしば「起訴」に及んでいる。

注6) 「保健医療サービス(信頼委員会)法」(SFS 1980: 12)

注7) カウンティは行政区画で24。わが国でいう「県」に相当する。知事は政府任命。しかしカウンティカウンシルは「県議会」とはまったく違う。現行「保健医療サービス法(SFS 1982: 763)」により全国は公的医療と福祉の便宜のために26カウンティカウンシル地区(23カウンティカウンシル地区と3大都市地区計26)に分けられる。いわば医療区といってもよい。その自治的意思決定機関(議会)がカウンティカウンシルである。議員は国会・コミュニケーション議会議員と国じ日の選挙で選ばれる。

第四回スウェーデン Parklek 会議に参加して(1)

Attendance at the Seminar : Parklek (1)

ヨテボリー大学法学科博士課程 福本歌子

Mrs. Utako Fukumoto

1 Parklek ないし Fritidspark とは何か

Parklek ないし Fritidspark と呼ばれるものは、人々が単に散歩したり、あるいはちょっとした遊び場のあるといったいわゆる公園とは異なり、一定の職員が配置され付属家屋があり子供のための種々の遊び道具や運動器具あるいは運動施設等が備えられた特別な公園である。沿革的にみると、主として1940年代以降の都市部における道路や住宅の稠密化に伴い従来の遊び場を失った子供たちのために設けられるようになった新たな遊び場が Parklek である。そこにはブランコ、スベリ台、砂場、木馬等の子供の遊び道具が備えられ、雨天の室内遊びのための小屋も建てられ、さらに「遊びの指導員」(Lekledare) と呼ばれる自治体職員が器具の管理と幼児の監督のために配置されていた。その後1960~70年代を通じて、工業社会化、都市の人口増加そしてそれに伴う新たな住宅地域の出現といういわゆる都市化現象が生じ、これらの住宅地域へ流入してくる旧来の地縁的結合を欠き核家族化した人々の孤立がしばしば問題とされるようになってきた。このような社会的問題を背景として住宅地域における Parklek は新たな位置づけを付されるようになってきた。すなわち住宅地域の中で一日の大半を過ごす子供、主婦、老人等の各世代の共通の遊び場であり活動の場として機能することである。その意味でこのような施設は複合的で大規模なものであることが必要であり、現在スウェーデンでは新たな住宅地域の建設に際しての中核的な計画対象であるといえる。住宅地域の中心に、例えば、子供の水遊び場(vattenlek)や建築遊び場(bygglek、子供が木材等を使って自由に建物を創ってゆくダイナミックな遊び)、子供動物園(やぎ、豚、にわとりなどがいて人が自由に入って動物に接する)、集会や室内遊びのための小屋(stuga)、音楽スタジオ、サッカー場、テニスコートなどの運動施設などが設け

られ、住民の生活の便宜に供されるのである。これらは一般に余暇公園 Fritidspark と呼ばれており、職員も余暇活動全般にわたって指導ないし援助するという意味で Fritidsledare あるいは Fritidsassistent と呼ばれている。例えば Göteborg 市の場合、1976年に従来の道路管理委員会の公園部(Gatukontorets Parkavdelning)、スポーツ野外活動行政部(idrotte-och friluftsförvaltningen)および社会保障行政の余暇部(Socialförvaltningens fritidsavdelning)が合併して余暇行政部(fritids-förvaltningen)が創設され、現在は Parklek および fritidspark は余暇行政部の管轄に属している。

2 第4回スウェーデン Parklek 会議の概要

Parklek 会議は2年ごとに開催され、今年は第四回目の会議が9月26日から28日の3日間 Göteborg 市において開かれた。出席者は約120名で、スウェーデンの自治体の余暇行政部ないし社会保障行政部の職員を中心に、借家人協会(hyresgästforeningen)および児童環境委員会(barnmiljöråd)から若千名出席していた。今回の会議は「^(注2)転換期の Parklek」というテーマで、現在の社会的状況における Parklek ないし fritidspark の今後のあり方をめぐり講演や討議が行なわれた。

第一日目は、Parklek ないし fritidspark に関係してきた専門家や自治体職員や児童環境委員等による講演が行なわれた。それらの内容を要約してまとめると次のようになる。まず子供の社会性を養うという観点から子供の遊び場としての古典的意味における Parklek の有効性が再確認されるとともに、子供にとってより魅力的な遊び場・学びの場としての環境作りが必要であり、さらに今日においては子供はもとよりとりわけ青少年、主婦、老人、外国人等の各世代、各社会層にとっても交流の接点として機能すべく種々の活動が企画され運用されねばならないと強調された。

第二日目は、10のグループに分かれて、Göteborg 市内の Parklek や fritidspark への見学が行なわれ、現地で現場職員によりその実践活動の内容説明や運営の仕方、問題点などが説明された。

第三日目は、第二日目の見学会での印象をふまえて、Fritidspark の将来の役割、余暇行政職員 (Fritids arbetare) の新たな任務、種々の世代、社会層を取り込むための具体的方法等についてグループ討論が行なわれ、その後第一日目の講演者をパネラーとするパネルディスカッションが

行なわれた。このディスカッションの中では、一つには、余暇行政は市民の団体やクラブの自主性のもとにその活動を援助するのが本来の趣旨であると考えられ、その意味でそうした市民のクラブや団体の活動の活性化をどのようにして図るか、二つには、余暇補助員 (Fritidsassistent) と一般に呼ばれている Fritidspark の現場職員には種々の名称や任務があり、賃金や労働条件の差異、専門教育の存否など職員に関する問題が討議された。(注4) — (注1~4は次号へ) (つづく)

研究会報告

教育・婦人問題研究会

去る1月21日、当研究所において、当月報にしばしば現地情報を寄せておられるウプサラ大学大学院で研究中の三瓶恵子氏が、久し振りに帰国された機会に、「スウェーデンの婦人・子供と教育」と題した講話を伺った。

この講話では、最近のスウェーデンにおける労働者の出産および育児に関する権利の内容を解説されたが、わが国のこの面の実情と比較し、出席者に深い感銘を与えられ、講話後熱心な質疑応答が行われた。

<SIPニュース>

「クオリティ・オブ・ライフ」—つくばスウェーデン館

3月29日はつくば科学万博のスウェーデンの日です。当日は、メインイベント館でのセレモニーを初め、スウェーデン館の内外で色々な催しが行われます。カール16世グスタブ国王も来日され、式典に御参列されます。

スウェーデン館は、緑の森のイメージでお客様をお迎えます。スウェーデン人の愛してやまぬ北欧の針葉樹林が前庭から館内まで続き、入場の列をつくるお客様をやさしく包み込みます。また、お待ち頂く間に、ロボットを助手に従えたコンパニオン嬢によるスウェーデンの自然と発展の紹介をお楽しみ頂けます。壁面には、プリズマビジョン技術を駆使した鮮やかな画面が写し出され、お客様をスウェーデンの自然とテクノロジーのイメージの旅へと誘います。

以上のような内容をはじめ、スウェーデンの科学万博参加について、タロー・ガデリウス名誉館長と組織委員会のルーノ・ネセーン会長から、12月13日に東京で行なわれた記者会見で初めての公式概要発表が行われました。

今、そして未来のスウェーデン式「いい暮らし」の考え方を、皆様に楽しく御紹介したいというのが、スウェーデンの願いです。というのも、スウェーデンでは一般市民が何を必要とし、何を望むかを第一に政策に反映させるという長い伝統があるからです。この政策は、確固とした基盤を持つ産業とすぐれた技術発展に支えられてきました。つくば科学万博では、これらすべてに焦点があてられます。

スウェーデン館は独立した建物で、内部スペース900平方メートル、外部スペース250平方メートルを有し、万博会場のBセクターに位置します。

一步館内に足を入れると、そこは果し無い森林の真直中、カラフルで不思議な体験が待ちうけています。背景がハイテンポに変化すると、スウェーデンの暮らしに対する考え方が音、光と空間によって展開

されるのです。

そこでは、古くバイキング時代から伝わる象徴的図形や美術が、グラフィック画面による最新のコンピューター技術や生化学の成果と仲良く隣り合っています。来館者は、歴史と美しい環境が創造力と革新性の源となっているこの国について、多くのことを学ばれることでしょう。

また、写真家ハーンズ・ハンマルショルドの作品ディスプレイにより、働き、余暇をエンジョイするスウェーデン人の生活ぶりを体験して頂けます。

このショーに引き続き、コンテナ・ターミナルを模した隣接会場で、産業・科学分野の展示が行われます。ここでは、数多くあるスウェーデンの輸出企業の中の代表的数社がその活動内容を紹介し、私達の暮らしの質の向上にどのように貢献しているかをお見せいたします。

さらに御来館のお客様は、コンピューターを使用したインフォメーション・カウンターで、スウェーデンに関する一般情報もお尋ね頂くことができます。お帰りの前には是非、訪館記念品のショッピング等もお楽しみ下さい。

スウェーデン料理レストランも、スウェーデン館の近隣に開設が予定されております。約250平方メートルのスペースで、日本ではバイキング料理の名で親しまれている本場スモルゴスボードの伝統料理の数々が味わって頂けます。

スウェーデン館の入場者数は、約百万人に達するものと予想されております。日本や海外からこのように多くの御来館者をお迎えする一方、日瑞間を結ぶ事業に携わる商・産業界のリーダーの方々には、スウェーデン館を交流の場として御活用頂けるのではと期待されております。スウェーデン館の後援にはスウェーデン大手企業が名を連ねておりますし、その他数多くのスウェーデンの事業家が、特別イベントの際には業務上のパートナーや顧客をスウェーデン館に御案内することが考えられるからです。

ガデリウス、ネセーンの両氏は記者会見のしめくくりとして次のように述べました。スウェーデンは、科学万博に他の参加者のように巨額の費用を投じることこそ出来ませんでした。スウェーデン館を訪れて下さる皆様には、このはるかかなたに離れてはいますが、未来に向かって発展を続ける国のユニークな体験をして頂こうと考えております。

<新刊紹介>

スウェーデンの教育 — 伝統と変革 —

レオン・パウチャー著 中嶋博 訳

この本は訳者自身があとがきで、「スウェーデンの教育をこれ以上に客観的にかつ公平にまとめたものはないと思ったが、その後、同国の権威者の1人が、『本書は事実の正しい記述であり、批判や判断を伴うことを妨げていない。故にすべての者が一読するに価する』としたのを知り、是非とも訳出して、我国の教育改革論議へのいささかの刺激剤を提供したいと考えていた。」と、書かれているが、まさにその通りである。スウェーデンの今日の教育を支配している伝統から説き起し、各種の変革の過程を述べ、いまや世界的に名高いスウェーデンの教育について余すところなく詳細に云いつくしてあるのが本書である。

その上に北欧の教育については第一人者である中嶋教授の訳である。原著者の意とするところを正しく、しかも日本の教育学者の目と言葉を以て訳されているから、非常にわかりやすい。文章は英語からの訳ではあるが、教育に関する専門語はすべてスウェーデン原語から直接日本語を当てはめられたところに特色がある。短時日のうちにこれだけの仕事を完成された訳者に、心から敬意を表する。(小野寺)

—学文社刊 ¥2,500—

資料発行のお知らせ

このたび、当研究所部内資料として、下記二編が刷成したのでお知らせします。

資料第23号 **スウェーデンの安全保障政策の基本構想** 小野寺信摘訳

資料第24号 **スウェーデン労働者基金** 丸尾直美著